

東日本大震災により親をなくした子ども及びひとり親に対する支援対策等について

1. 児童相談所による要保護児童の確認と相談

- 被災地の児童相談所職員と他県の児童相談所職員（児童福祉司、児童心理司等）がチームを組んで、各避難所等を巡回し、現状の把握に努めるとともに、両親を亡くした児童の確認や面談、養育と生活に関する親族との話し合いを実施。
 - ・平成25年3月1日現在、241人（岩手県94人、宮城県126人、福島県21人）の確認が行われている。
 - ※両親を亡くした児童…今回の震災により両親が亡くなった又は行方不明となった児童（ひとり親家庭であって、今回の震災により、そのひとり親が亡くなった又は行方不明となった児童を含む。）
- ひとり親となった児童についてもその把握に努めており、ひとり親となった家庭が必要な支援を受けられるよう、年金事務所やハローワークの窓口等にひとり親家庭に対する支援策の概要や照会先を記載したチラシを置いて周知している。
 - ・平成25年3月1日現在、1,483人（岩手県487人、宮城県857人、福島県139人）の確認が行われている。
 - （震災発生時に胎児であった児童を含む。）

2. 要保護児童の受け入れについて

- 児童相談所は、把握した子どもの状況に応じて、できる限り親族による引き受けを調整し、その際、必要に応じ親族里親の制度等も活用する。
- 親族による里親の認定122件（児童168人）（平成25年3月1日現在）
（岩手県59人、宮城県84人、福島県12人、その他13人）
- また、親族による引き受けがされない児童は、養育里親やファミリーホームなどへの委託を調整し、必要な場合には一時的な生活場所として児童養護施設への入所を行う。（施設入所児童5名（震災前からの入所2名を含む。））

（参考）阪神淡路大震災では、兵庫県における震災孤児は68名。そのうち60名が親族引き取りで、知人引き取り2名、自宅生活5名で、施設は1名。兵庫県ではこのほか遺児は332名、そのうち母が死亡188名、父が死亡144名。

3. ひとり親家庭への支援

○ 東日本大震災で被災したひとり親家庭の方々には、経済的支援、就業支援などの様々な支援を実施。

<経済的支援>

- ① 年金加入者が亡くなった場合の遺族年金や、仕事中に亡くなった場合の労災・遺族補償年金の支給
- ② 各種年金が支給されない場合の児童扶養手当の支給
- ③ 生活資金、修学資金など各種資金(母子寡婦福祉資金)の貸付け など
* 児童扶養手当について所得制限を適用しない災害特例や、貸付けについて償還猶予などの措置を実施。

<就業支援>

- ① マザーズハローワーク、職業訓練など、ハローワークによる各種支援
- ② 「母子家庭等就業・自立支援センター」による職業相談や就業支援講習会の実施、就業情報の提供
- ③ 看護師等の資格取得を目指して2年以上養成機関で修学する方に「高等技能訓練促進費」を支給
- ④ ひとり親家庭や障害者等の在宅就業支援事業(安心こども基金) など

<子育てと生活支援>

- ① 保育所の優先入所
- ② ヘルパーの派遣などによる子育て、生活支援策の実施
- ③ 公営住宅の供給に関する特別の配慮 など

4. 子どもの心のケア等の支援策

- 地域の実情に応じて、被災した児童やその家族への相談・支援事業を実施(平成23年度第1次補正 予算で27億円を安心子ども基金に積み増し。平成24年度も引き続き実施)。
 - ・ 児童相談所や乳幼児検診の場での専門的相談・支援体制の強化。
 - ・ 各種支援制度の周知、申請支援、ニーズに応じた相談支援の実施。
 - ・ 被災児童やその家族等への支援を実施するNPO等の団体活動への支援。
- 子どもの心のケアに関する手引きを作成し、地方公共団体、児童相談所、児童福祉施設等へ配布
 - ・ 「震災により親を亡くした子どもへの対応について」(国立成育医療研究センター作成、支援者向けの留意点)
 - ・ 「社会的養護における災害時「子どもの心のケア」手引き」(日本子ども虐待防止学会社会的養護ワーキンググループ作成)
- 子どもの心のケアに関わる児童精神科医の派遣について、精神保健主管部局との連携を周知。
- ひとり親家庭が必要な支援を受けられるよう、自治体、年金事務所やハローワークの窓口等にひとり親家庭に対する支援策の概要や照会先を記載したチラシを置いて周知を実施
- 母子自立支援員の設置による相談、自立に必要な情報提供や支援等を実施。
- 厚生労働省の要請により、社会福祉法人恩賜財団母子愛育会の日本子ども家庭総合研究所が「東日本大震災中央子ども支援センター」を設置するとともに、同センターの下に関係する職能団体、学会、専門職の養成校、民間団体等が支援方策について協議を行い、協働して支援活動を展開するための「東日本大震災中央子ども支援センター協議会」を設立。(平成23年10月27日)
- 平成24年度補正予算において、安心子ども基金の積み増し・延長を行い、地方自治体が行う被災した児童への相談・援助を平成25年度も引き続き実施。(別紙 参照)

被災県での子どもの心のケアに関する取組み (安心こども基金を活用)

(別紙)

[]は平成24年4月1日～平成25年3月31日の実績

岩手県

○子どもの心のケア

- ・「子どものこころのケアセンター」の設置(宮古・釜石・気仙)
[利用児童数 延べ435人]
- ・全県的な拠点機能として「いわてこどもケアセンター」の設置
(H25. 5～:矢巾町)
- ・児童の心のケア活動(巡回相談)[延べ197回]
- ・支援者の研修会、講演会の実施[6回開催]

- 法律相談や財産管理に関する支援
- 被災児童の活動・学習の支援
- 里親会による親族里親への支援
- ひとり親家庭となった世帯の訪問支援等
- メンタルケア個別相談(児童・保護者)
- わんぱくキッズ招待事業(児童館や保育所等に募集をかけ、遠方にバスハイク)
- 遊び場の提供
- 保護者や支援者向けの啓発冊子の作成

宮城県

○子どもの心のケア推進事業

- ・児童精神科医、臨床心理士などで「子どもの心のケアチーム」を編成し、医療的ケアを含めた子どもの心のケアに関する幅広い支援を実施(巡回支援を含む)[延べ227回]
- ・乳幼児健診の場に心理士等を派遣[延べ171回]
- ・保育所保育士、放課後児童クラブ指導員保護者等への研修を実施[延べ90回開催]

- 市町村が実施する乳幼児健診会場で、臨床心理士等による心の相談を実施
- 児童の一時預かり、イベント、相談会などを実施するNPO等の子育て支援団体への助成
- 親族里親を対象とした研修会やサロン等を実施
- ひとり親家庭となった世帯に対し支援制度に関するリーフレット等を配布
- 心のケアに関するパンフレット、テキストの作成

福島県

○子どもの心のケア事業

- ・こどもの心の相談会及び市町村の要望に基づく人材派遣(乳幼児健診の場への心理士等の派遣を含む)[延べ501回]
- ・児童相談所の専門的相談・支援体制の強化を図るとともに、保護者、支援者等に対する研修等を実施[延べ79回開催]

- 健診や相談会等において、被災した乳幼児親子のこころの相談等を実施
- 震災遺児等家庭相談支援を実施
- 県外避難親子の交流会開催や県外避難者の相談会の開催
- 乳幼児がいる家庭への普及啓発(放射能の心配に答えるリーフレットの配布等)

※主なものであり、実施予定のものを含む。